

平成26年川俣町議会第5回定例会会議録

平成26年川俣町議会第5回定例会は、6月10日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	7 番 斎藤博美君
8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君	10 番 菅野正彦君
11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君	13 番 高野善兵衛君
14 番 石河清君	15 番 遠藤宗弘君	16 番 黒沢敏雄君

2. 欠席議員は、次のとおりである。

6 番 菅野清一君

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	伊藤智樹君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教 育 次 長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書 記 長 岡健一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を始める前に申し上げます。本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 斎藤博美君、8番議員 菅野意美子君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，これより一般質問を行います。一般質問は一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。8番議員 菅野意美子君の登壇を求めます。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） おはようございます。8番 菅野意美子です。さきに通告しておいた順に、大きく3点について質問をさせていただきます。

1点目、平成28年新庁舎落成に向けて、住民サービスとして日曜日の午前中を町民係だけでも開設すべきではないか。一般の会社勤務、サービス業勤務の人にとって、役所の働く時間がほぼ同一なので、用事があってもなかなか行くことが難しい。日曜日の午前中だけでも開いてくれると本当に助かると思われます。待ちに待っての新しい庁舎が28年には完成となり、公開することにもなると思いますが、勤労者のためにとっては、窓口開設をやるべきではないでしょうか。1カ月のうち第1と第3の日曜日だけでもいいのではないかと思います。少子高齢社会、人口減少という中であり、行政側としても決まりきったやり方ではなく、川俣町らしさを出しての町民目線中心に、日曜窓口開設は、これからのまちづくりにはふさわしいと考えます。二本松市窓口開庁は数年前から実施しております。首長の考え方をお伺いいたします。

2点目、就労対策費について、新規学卒者奨励金の対象を、他市町村に勤務される方にも当然5万円を出すべきではないのかの点です。定住化促進を図るための町単独の事業として数十年も継続されておりますが、バブル崩壊後、年々と新規学卒者の雇用は難しく、東日本大震災からはさらに悪状況となっております。川俣町内の企業に勤務することも難しく、急激に減ってきております。平成21年は9人、22年度は10人、23年度は6人、24年度は5人となっております。県内勤務であれば、対象にしてもいいのではないのか。自分の家から通うことになるので、人口はそのまま、しっかりと地元で税金を納税することになり、定住化促進につながって、町外勤務の方にも就労対策費を対象にして、5万円を出すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

3 点目、空き店舗活用について、介護予防拠点を兼ねての健康教室を開設してはどうか。65 歳以上の高齢者数は、2025 年には3,657 万人となり、2042 年にはピークを迎える予測です。日本では2025 年問題があり、団塊世代が75 歳以上の後期高齢者になり、2025 年をどう乗り切るのかと、遠い先の話ではありません。2025 年の人口、2005 年比で1 割、生産人口は15 歳以上65 歳未満は2 割減り、75 歳以上の高齢者は1.86 倍、85 歳以上では2 倍に増える。後期高齢者が2,000 万人を越す時代がそこまで来ていると言われています。本町では24 年度の総人口は1 万5,316 人で、65 歳の人口が4,896 人です。高齢化率も32%、その中で介護認定者は960 人、ますます大変な時代になるのではないのでしょうか。元気な高齢者を増やして、介護保険に頼らない政策に取り組むことが重要ではないのでしょうか。介護予防を兼ねての健康教室とは、人が集まってこられるところで健康器具を使つての健康づくり、パワープレートの機械です。講師の方も必要ですが、開設する場所が最も肝心となりますが、空き店舗なら早急に開設できると思います。認知症、高齢者対策にもつながり、早急に取り組む必要があると考えますが、首長の考えをお伺いいたします。

以上、3 点についてお伺いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。本日も一般質問、そしてまた終了後は常任委員会となりますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、一般質問、8 番 菅野意美子議員の質問に答弁をいたします。

初めに、平成28 年新庁舎落成に向けての住民サービスとして、日曜日午前中を町民係だけでも開設すべきではないかについてのご質問であります。現在、町では平日の執務時間中に役場においてになることのできない方のために、インターネットや電話により、住民票等の休日の交付を事前にお申し込みいただく休日交付予約サービスを行っております。休日交付予約サービスの実施に至った経緯を申し上げますと、平成15 年10 月から平成16 年4 月までの7 カ月間、毎週水曜日に窓口時間延長の試行として、午後7 時まで窓口業務の延長を実施したところでございます。結果は、1 日当たりの平均利用者数が4.8 人とどまり、継続の必要性は乏しいと判断したところでございますが、一層の住民の皆様の利便性向上を図るため、休日交付予約サービスを計画したところであります。平成20 年7 月から当該サービスを行っておりますが、交付の状況は月平均で6 件から8 件程度となっていることから、町といたしましては、現在実施しております休日交付予約サービスの利用状況などを踏まえ、休日における窓口業務等の実施の必要性や緊急性を見きわめながら、今後のさらなるニーズに応えられるよう、住民サービスの充実に向け検討を進めてまいっている考えであります。

次に、2 点目、就労対策費についての新規卒者奨励金の対象を、他市町村勤務の人にもすべきではないかについてのご質問でございますが、新規卒者奨励金につきましては、川俣町定住化促進総合対策事業の一環として創設され、卒業後1 年以内に

町内の企業に就職した場合、一時金として5万円を支給するものであります。平成6年度から平成25年までの20年間で、延べ285名に対し142万5,000円を交付したところであり、新規学卒者の就労を支援してまいりました。当奨励金は、若者の就労支援に加え、町内企業に就職し、町内に定住いただくことにより、町の産業を支える未来ある若者が町外へ流出することを防ぐという目的がございます。交付対象を拡大することにより、より広い就労支援は可能となりますが、町内企業への就職促進とはならないことから、町企業の労働力の低下も懸念されるところであります。このため、当該奨励金の目的を踏まえ、町外企業へ就職される方への交付につきましては、その必要性及び緊急性を整理し、さらには町内への企業の方などからもご意見をいただきながら、検討を重ねてまいる考えであります。

次に、3点目、空き店舗活用についての、介護予防拠点を兼ねて健康教室を開設してはどうかについてのご質問であります。平成25年度に実施いたしました介護予防のための教室は、保健センターや町体育館等を会場に、いきいき元気体操教室など16教室、延べ153回を開催し、合計2,309人の方に参加いただいたところがあります。また、高齢者の孤立化や閉じこもり、認知症の予防のため、高齢者同士の交流を図るいきいきサロンにつきましては、平成26年3月末現在で27カ所の登録があり、昨年度においては延べ375回開催されております。また、町の介護保険計画では、このいきいきサロンを100カ所に増やすことを目標に掲げており、町社会福祉協議会や地域包括支援センターなどのご協力をいただきながら、目標達成を目指し取り組んでいるところであります。議員お質しの町なかの活性化と健康の維持増進に向けた空き店舗の活用につきましては、今後、健康教室やいきいきサロンに通じた適した場所があるかどうか、条件等をよく調査の上、活用に向け検討を行ってまいる考えでありますので、ご理解賜るようお願いを申し上げます。

以上で答弁といたします。

失礼しました。答弁、直します。就労対策費のところでございますが、私、延べ285名に対し142万5,000円と申し上げましたが、1,425万円の誤りであります。1,425万円に訂正をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 今、町長から回答をいただきましたけど、1点目の日曜日の開設について再質問をさせていただきます。新庁舎が完成するので、私は、この役所に用事がなくとも来られる雰囲気というか、そういうのが必要ではないかなと、私の視点から考えます。それで、普通のあれではいいんですけども、新しい庁舎なので、本当に庁舎に行く人というのは、行かない人のほうが多いんですよね。もう何十年も行ったことないという人のほうが多いと思います。なので、なるべく庁舎に足を運んでいただけるような、そういう庁舎にしたらいかなと私は思って、日曜日の開設の提案をしたところがございますので、その点はどのようにお考えなのか質問いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。議員おっしゃるとおり、何年に1回来た、来ない、お客様もいると思いますが、平成28年4月、供用開始を予定しておりますので、その前には町民の方に見ていただくため内覧会を予定しております。それで、土曜日、日曜とかで予定しております。もし団体等で見学をしたいということがあれば、その要望に応えるように、今後検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） そういうことで団体の方も受け入れるということなんですけども、福島市役所なんですけど、あそこは日曜日、夜の10時まで上がれるところがあるんですよね。そういうので新しくなって、そういうところがあるというのは、私もいいなと思います。それで、やっぱり新しい発想のもとで、住民視点に立っての庁舎になるようにやっていただきたいなと私は思っております。

次の質問に移ります。2点目なんですけど、就労奨励金についてなんです。それで、これはずっと前にできてる制度だとは思いますが、やっぱり働く場所が本当に町内でも少なくなってきました。それで、10年前なんですけど、私の息子が機械科を卒業したときに、本当に町内で勤務したかったんですけど、もう全然募集がありませんでした。それで、東京のほうだけに募集があるということでした。だから、雇用をする会社は、ほとんど今は少ないと思いますので、やっぱり枠を広げていかなければ、ますます該当する人が少なくなっていくんじゃないかなと、私は心配します。せっかくこういういい制度があるので、やっぱり卒業した人には、こういう制度を利用してもらって、地元で定住してもらうことが、町の活性化にももちろん通じていくと思いますので、もう少し改善の必要はあるんじゃないかなと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、就労という面に関しまして、まだまだ町としての努力は必要と思いますが、ただこの奨励金に関しましては、定住全体のメニューの中で、特に就労に対して、町の就労に対することを一番目的にする奨励金でございます。したがって、答弁書にありますとおり、基本的には町の就労人口で、町に定住していただくという二つの目的を前提いたしますので、今現在としましては、答弁のように、今後検討はしてまいりたいと思いますけれども、今現在はやはり就労というものの特殊性がこの事業の奨励金には一番反映されておりますので、この事業として、今の段階では進めてまいりたい。今後の検討の課題としてはやっていきたいと思います。ただ、就労自体に関しましては、町の施策として別個として考えていかなくならない課題と思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 就労といっても、町内の企業に勤務することなんか、本当に厳

しいと思いますけど。募集は何社ぐらいいつもあるんですか。川俣町で募集、高校を終わった人が就労する。商店街とか何個かは聞いておりますけど。会社自体は本当に厳しいんじゃないかなと思いますので、やっぱり何十年もこの要綱だけでは、改善する必要が私はあると思うんです。それで、やっぱり町長は子どもが町の宝ってよく言いますが、やっぱり青年の人も本当に宝と私は思います。地元から通っても、地元で全部、町県民税にしても全部払うんですよね。だから地元企業に限定しないで、県内に通う企業だったら、私は十分、定住するということ自体がすごいことだと思います。そういう点で、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。今、議員お質しの定住を目的として、いわゆる町外に通う就職者にも出したらいんじゃないかということではありますが、答弁申し上げましたように、本制度は地元の企業への雇用を促進して、そして地元で定住してもらうということでもあります。特に今、なかなか雇用、昨日も質問の中でも議論になりましたけれども、例えば企業立地で個人を増やせばいいんだと言われるんだけれども、その個人がなかなか大変だということも現実にあるし、私もそういう話も伺っております。また、私も今、原災以来、川俣雇用を守ってくれて、本当に助かっているという話をしているんですが、一方では町長はまだわかってないと、もっと今足りなくてといいますか、募集しても集まらないところもあるんだということも現実なんだぞと言われる社長さんもおられます。そういうこともございますので、私も、やっぱりこの奨励金を出しながら、地元にとにかく勤めていただいて、地元の企業の大きな力になって、町を支えていただけるというふうな基本的なものを考えて、本制度がやっていることについて、私はそれをしっかりとやっぱり支えて、これからも充実を図りながら、地元雇用を奨励していかなくちゃならないという考えを持っております。一方、今のようない質問もあるわけではありますが、それはまた大きな意味の中で考えていくようになるかと思いますが、私、現在の中では、とにかく地元で勤めてもらいたい、そんな思いであります。会社を訪問して、前にはとってくれとお願いした時代もありましたけれども、伺いますと受けてくれないという社もございます。ですが、いろいろとさまざまな雇用条件があります。そういったことについてもざくばらんに話はするんですが、お聞きしてやりとりしてますと、決して川俣の企業さんが、市内の企業より劣る雇用条件になってないんですね。ですが、なかなか来てもらえないということがありますので、どうぞ議員も、いろんな面でそういうお話を聞かせる面もあるかと思います。お互いにそういったことについても踏まえながら、川俣町の若者にここに残っていただいて、そして地元で勤めていただくというようなことについて、ご支援を賜ればと願うところでございます。また、質問のことにつきましても、これからは幅広く意見をいただきながら、総合的に考えるものは考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 2年前に女性の方だったんですけど、やっぱり川高を終わられ

て、なかなか町内に勤務ができないんだと私も相談されたことがあるんですよ。それで、やっと福島バス会社に決まったんだと喜んでいた方がいるんですね。だから、やっぱり女性はなかなか勤めるところが、本当に町内では厳しいのかなって、すごくそのとき思い、また車を買って福島に通勤することになったっていうことがあったんですよ。そういう方のためにも、何か支援がないのかなと思って、私はこの就労奨励金の改善をして、そういう方にも対象にして、お祝い金というか、出すべきじゃないかなと。時代はどんどん変わっておりますので、前のままの決まり事ではね、今の時代に通用しないこともたくさんあると思いますので、川俣町もそういう点、青年に力を入れて残ってもらうようなことを、もっと積極的にやっていただきたいなと思います。これで就労対策費は終わります。

3点目の介護予防教室の設置の件でございます。今、人口形態を見ますと、本当に自分の年になるんですね、私は。団塊世代で。だから、10年後なんですね、2025年に本当に高齢者が増えるということで、やっぱり対策対応は、今、保健センターとそれでやっておりますけれども、やはりもうちょっと町の中につくって、気軽に行けることも、これからは大事だなと私は思ったんですね。それで、何とかこの町の中にも空き店舗が次から次となっていくので、そういう中で、何とか活性化に少しでもなれることがないのかなと、私もずっと考えていました。それで、サロンは瓦町にもつくりましたが、やっぱり何か運動をして、そこに行くということで、わざわざ食べに喫茶店に行くということは少ないかなと思うんです。何かがもう1個ないと、サロンも使えないんじゃないかなと思うんですね。それで、そういう健康に関しての、そういう予防教室なら、私は町の中にいいなと思って。そしたら、伊達市がちゃんと5カ所やっているんですよ。あと福島はもちろん何十万の市なので、民間のそういう教室がいっぱいありますけど、川俣はなかなか民間の人は来ないんですよ。そういうので行政としても、そういうのを考えることが大事だなと思って、この介護予防教室の開設ということなんですけど。そういう点は、もう1回よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。先ほど町長が、保健センター、いきいき荘、体育館等、地区公民館等でいきいき健康体操等の介護予防のための教室を行っていることを申し上げました。あと議員おっしゃるとおり、町の中で便利なところということでございますが、介護予防のための教室、町の中で絹蔵さんとか、瓦蔵さん、あと本町の消防屯所、瓦町の消防屯所等を利用して、その町の真ん中でも介護予防のための教室を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） それでは、介護予防教室の中、もし設置できればなんですけど、パワープレートという機械がなでしこにあるんですよ。それで、あれはすごく筋肉をつけたり、骨を丈夫にするということで、何秒か上がるだけでいいんですけれども、もちろん講師は必要になりますけど、こういうものを教室の中に入れて開設したら、私はあの自転車こぎとか、そういうのは元気な人がやるほどではないので、足腰が痛

い人がやる機械なんですけど、こういうのがあると、またみんな通ってくるのかなって。この機械の導入ですね。そういう機械に対してどうですか。その点、お伺いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。私も、なでしこさんにあるパワープレートを、ちょっと見たことなかったものですから、そういった器具が現在やっております場所で使えるのかどうか、あと、なでしこさんのほうで貸してくれるのかどうか、その辺、伺いまして、もし利用できるのであれば、どんどん介護予防のための教室に利用させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） これは借りることはできないんですよ。だから、やっぱり購入ですね。購入したほうが私はいいと思います。だって、そこでの一番の、なでしこでやっている介護予防ですので。ちょっと値段は、子どもの遊び場よりは全然安いので、こういう機械を入れると、私はすごくいいなと思って。あと、まだ仮設にいる不自由な生活をしてる方にとっても、やはり町の中に何かあると、バスでいつでも毎日来れて、こういう機械に上がって健康になれるんじゃないかなということも、私は考えました。そういう点も、今それで認知症も全国的に、行方不明者も出てるということで、ショッキングなテレビ放送をやってるんですけど、それに対しての対策、対応を、これから自治体でやるということになってはおりますけれども、先駆けてそういう認知症対策予防も、ぜひこういう機械を使ってやれるんじゃないかなと私は思っております。町の中に設置するという点については、どういようにお考えでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） ご質問に答弁を申し上げます。すみません、私もその健康器具パワープレートというものを見ておりませんので、早速、なでしこさんに参りまして、その器具の性能とかを確かめて、介護予防の教室にマッチするかどうか、後、検討させていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 私は何年か前にも介護予防拠点ということで、当局に質問して、そのときは体育館にある機械を町なかに持ってきたらいいんじゃないかなんていうような、そんなことを言ったこともあるんですけども、やはり町の中にそういう教室をつくるということは、本当、時代の要請じゃないかなと私は思います。ぜひそういうところをつくっていただきたいと思います。それで、商店街の中につくるといっても、結構、閉鎖はされているものの難しいこともありますし、日和田とか新中町のほうにも空き店舗がありますので、よく検討されれば、やはりあるとは思いますがね。私のうちの周りは商店街ではないけど、新しいうちが空き家になって、本当にもったいないなという空き家がたくさんあります。そういう点で、これから介護予防、また認知症対策ということで、大きな重要課題になってまいりますので、ぜひ川俣町でも

積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 9 番議員 新関善三君の登壇を求めます。新関善三君。

○9 番（新関善三君） おはようございます。9 番 新関善三です。しばらくぶりの登壇でございますので、2 点ほど質問をさせていただきます。

まず1 点目は、有害鳥獣対策について当局の考えを質してまいります。本町農業の生産動向は、平成23 年3 月11 日、東日本大震災、原発事故後の作付面積の減少、放射能に起因する風評被害の影響により、主要作物の位置も揺らいでいると同時に、鳥獣、特にイノシシの被害が目立っており、販売生産物のみならず自家菜園等も多大な被害を受けております。こうした被害により、本町農業の生産意欲の減少にもつながり、これらの要因により遊休地の拡大がますます大きくなり、農地の維持が難しくなり、このことがさらに生息頭数を多くするような悪循環を助長し、環境悪化が増すと言います。イノシシ、猿、鹿などの有害鳥獣は、鳥獣保護及び狩猟に関する法律で保護されており、基本的に捕獲することは禁止されておりますが、鳥獣により被害が大きい場合は、申請により捕獲することが可能であると法に定められておるわけでございます。当町においては、これらに対する対策強化に向けた取り組みについて質してまいります。

まず、実態と対策でございますが、実態について。1 点目、被害の実態はどのように把握されているのか。2 点目、生息頭数は年々多くなっております。これらの状況はどのように認識されておるのか。3 点目、川俣町内の地域別の分布状況はどのように把握されておるのか。4 点目、捕獲状況、実績はどうなっているのかについて質問し、それらの対策についても伺います。

まず1 点目、駆除隊に対する補助対策の見直しを図る必要があるのではないか。2 点目、捕獲に対する奨励措置は引き上げるべきである。当局の考えはあるのかどうか。3 点目、防護柵に対する補助の拡充について、効果的な忌避対策を徹底すべきであり、何が効果的であり、重点的に補助制度の活用を図る考えと実行計画はあるのか。4 点目、法改正がなされ保護だけでなく管理も明記することになったわけであり、これらの活用も検討し、対策を講じられるように検討をしていく必要があると思うが、当局はどのように受けとめておるのか。また、5 点目といたしまして、県、国に対する要望は行っているのかどうかについて、まず鳥獣対策については質問をさせていただきます。

それと、除染の進捗状況の実態と仮置場の状況について質します。

放射能拡散により、当町の山木屋地区の皆様方は全世帯避難され、いまだに先行き不透明な状況の中で、不便な生活を強いられておりますが、計画避難地区の除染は国が責任を持って除染を進行しておりますが、一方、山木屋地区を除く全地区についても、24 年度から実施されておりますが、町民全ての方々は放射能に対する不安は払拭されていない状況下にあります。一日も早く、1 分でも早く、安心できる状況に行政が責任を持って取り組むべきであり、既に24 年度から実施され、25 年には飯坂、

小島、福沢、大綱木、小綱木地区が既に完了され、さらに再除染が予算化されたわけです。既に25年度事業として川俣町除染対策事業が福田、鶴沢、小神、旧町内は第1、第2と実施されておりますが、小神地区は既に除染業務が完了されておりますけれども、他の4地区はまだ進行中であり、進捗の状況について当局の対応、対策について質します。

その一つ目は、24年度分の事業を完了され、再除染が予算化されているわけですが、いつから実施されるか見通しについてお伺いいたします。2点目、既に完了されている地区の仮置場に搬入された保管量は、可燃性汚染物、不燃性汚染物は何立方、あるいは重量は何万トン保管されているのか。それらの今後の対策は、減量化して中間貯蔵施設に運び出すのか。あるいは、そのままの姿で搬出されるのかについての、今後の見通しについてもお伺いします。3点目、除染が実施され、これは現在、行っております除染が実施されているわけですが、これを再三7月末に完了予定で進行されているわけですが、これらの進捗状況はどのようになっているのか。あるいは、今年度実施されております仮置場の確保は十分なのかどうか。25年度分の仮置場は何か所になるのか。今年度の長期予報では夏の冷夏、そして雨が多いと予想されておりますけれども、仮置場の災害対策に十分配慮されているのかどうか。4点目は、住民の方から除染日程の問い合わせが多く寄せられておりますが、これらの要望に対応する方法を徹底して行うことが大切であり、当局の対応はどのように行っていくのかについて、質させていただきます。5点目は、24年度実施地区と25年度実施地区の除染の違いは、住民に説明されているのかどうかについて、当局の対応、対策について質させていただきます。

以上、質問をさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、有害鳥獣防除対策についての（1）、実態についての①、被害の実態についてどのように把握しているかについてのご質問でございますが、平成26年5月28日現在で、有害鳥獣による被害報告件数は25件であり、昨年比で1.5倍に増加しております。主な被害作物は、水稻、イモ類、野菜、豆類であり、これまでの被害金額は平成23年度で560アール、304万円、平成24年度では542アール、677万円、平成25年度では696アール、1,139万円と年々増加であり、捕獲頭数も増加し、また自衛体制の強化に努めている中であっても、被害の増加を抑えるのが難しい状況であります。特に被害金額は、前年比の約2倍で推移しており、近隣市町村の避難期間が長期化していることも被害の増大を助長する要因と考えることから、広域的な対策も急務であると考えております。

次に、②、生息数は年々多くなっている実態を認識しているかについてのご質問でございますが、近年の被害状況及び捕獲頭数の増大から、有害鳥獣の個体数は増加していると認識しております。特にイノシシの被害は増加の一途であることから、町では有害鳥獣対策を喫緊の課題として、今年度から実施隊を編成するなど、捕獲活動を

積極的に進めているところであり、また耕作者の皆様のご理解をいただきながら各種対策を強化、推進するなど、引き続き継続した対応を進めてまいる考えであります。

次に、③、町内の地域別生息分布状況はについてのご質問でございますが、地図上において年度別に電気柵の設置箇所等被害状況の位置を確認したところ、山木屋地区を除く全町で被害が増加しておりますが、自衛体制の強化を目的として捕獲事業を活用し、電気柵を設置した地域においては被害が抑えられるなど、その効果があらわれております。特にイノシシの被害に関しては、川俣、小神及び山木屋の地域において被害報告が増加傾向にある中で、小綱木、飯坂及び小島地区においては、電気柵の設置件数の増加に伴い、被害報告は減少する傾向にございます。

次に、④、捕獲状況はについてのご質問でございますが、昨年度は捕獲隊の強化に向けて委託契約を締結し、積極的に捕獲活動に従事いただいたことから、平成26年3月31日現在で捕獲頭数は、イノシシ453頭を数え、平成24年度の捕獲数である178頭の2.5倍に達しております。また、耕作者の皆様のご理解、ご協力をいただき、これまでの電気柵の申請件数は65件と前年比で3倍に伸びており、自衛体制及び自衛意識の高まりを如実に示しております。しかしながら、同時に被害が拡大していることも事実であることから、引き続き有害鳥獣対策を喫緊の課題として、積極的に対策を講じてまいる考えであります。

次に、(2)、対策についての①、駆除隊に対する補助対策の見直しを図る必要があるのではないかについてのご質問でございますが、町では今年度より捕獲隊から実施隊に編成がえを行い、より効率的に活動できるよう、出動体制やわなの管理の強化を図っており、5月末日時点での捕獲実績も伸びております。町といたしましては、この新たに編成された実施隊との連携強化を図り、一層の駆除活動の推進に向け、助成内容のあり方等について協議を重ねながら、さらなる有害鳥獣対策を積極的に進めてまいる考えであります。

次に、②、捕獲に対する奨励措置は引き上げるべきではないかについてのご質問でございますが、近隣市町村においても有害鳥獣被害は深刻な状況であり、捕獲料金が年々増額される傾向にあることは事実であります。さきに答弁したとおり、今年度においては実施隊の編成がえを初め、捕獲料金の増額を実施したことから、今後はさまざまな課題について協議検討を進め、より一層、捕獲活動が実働的に機能するよう、体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、③、防護柵に対する補助の拡充について効果的な忌避対策を徹底すべきであり、何が効果的で、重点的に補助制度の活用を図るべきと考えるか、また実行計画はあるのかについてのご質問でございますが、耕作者の皆様のご理解、ご協力をいただき、今年度においては電気柵の設置件数が大きく増加しておりますが、被害の拡大を抑えるまでに至っていない状況にございます。そのため、県の新たな補助事業である鳥獣被害防止総合支援事業や、既存の防護柵設置事業を積極的に活用するとともに、実施隊との連携強化を図りながら、総合的に効果的な鳥獣被害防止対策を進めてまいる考えであります。

次に、④、法改正がなされ、保護だけではなく管理も明記されることになったがこれらの活用も検討し対策を講じる必要があると思うがどのように受けとめているかについてのご質問でございますが、先月２３日、農産物の食害被害の抑制や生態系の維持のため、鹿やイノシシなどの捕獲を強化する改正鳥獣保護法が参議院本会議を可決し、成立したところであります。この法改正により、県では著しく数が増加したり、生息範囲が拡大する野生鳥獣について、適正数に減少させる鳥獣保護管理事業計画を作成し、捕獲強化に向けた取り組みを進めるものとされております。町といたしましては、今後、県と連携しながら、改正鳥獣保護法に基づく適正な鳥獣対策を展開してまいりたいと考えております。

次に、⑤、国、県に対する要望は行っているかについてのご質問でございますが、国に対しては、昨年１０月に近隣自治体と連携した広域的な有害鳥獣対策を要望したところであり、また県に対しては、実務者レベルで有害鳥獣対策の協議を進めているところであります。今後も引き続き、必要な調査を継続的に展開するとともに、広域的な駆除対策を積極的に進めるよう、強く要望してまいる考えであります。

次に、２点目、除染の進捗状況と仮置場の状況についての（１）、２４年度の事業が完了し再除染が予算化されているが実施の見通しはいつごろかについてのご質問でございますが、来月から対象となる地区住民の皆様への説明会を開催し、９月ごろを目途として発注してまいりたいと考えております。

次に、（２）、完了している地区の仮置場に搬入された可燃性、不燃性汚染物の保管量は何立方メートルか。何年も保管され今後の対策は減量化か中間貯蔵施設への搬出かについてのご質問でございますが、除染が完了した平成２４年度工区の除染土壌等の保管量につきましては、可燃物が２万８,０６８立方メートル、不燃物が５万２３３立方メートルであり、また、平成２５年度分の完了工区につきましては、小神地区であります。可燃物が６,０５０立方メートル、不燃物が５,９７６立方メートルとなっております。仮置場の除染廃棄物につきましては、国との約束どおり中間貯蔵施設へ搬出する計画であります。今後、伊達地方衛生処理組合が設置する仮設焼却施設が稼働した場合には、順次可燃物を焼却するなど、除染廃棄物の減量化についても進めてまいる考えであります。

次に、（３）、７月完了予定で進行されているが進捗状況は。仮置場の確保は十分か。何カ所か。また、長期予報では冷夏で多雨と予想されているが、災害対策は十分かについてのご質問でございますが、平成２５年度工区につきましては、先月末時点で小神地区は全て完了したほか、福田地区では３０．５％、鶴沢地区は１８％、川俣第一地区は３３．７％、川俣第二地区は２４％であり、平均して３１．４％の進捗状況となっております。また、仮置場につきましては、福田地区２カ所、小神地区に２カ所、鶴沢地区に３カ所を設けながら進めており、平成２４年度工区の仮置場と合わせますと、造成中の箇所を含め、合計２０カ所となっております。仮置場の充足度につきましては、これまで発注した除染事業による廃棄物は収容可能と見込んでいるものの、平成２４年度工区における隣接森林等の除染を実施することにより、新たに可燃物を

中心として相当量の廃棄物の発生が見込まれるところであります。このため、新規の仮置場設置につきましては、先ほど申し上げました伊達地方衛生処理組合が設置する仮設焼却施設での可燃物焼却の状況を見きわめながら、引き続き検討を進めてまいる考えであります。多雨等に対する仮置場の災害対策につきましては、設計及び施工において十分留意しておりますが、局部的豪雨や降雨が長期となった場合などには、適宜巡回による監視を行うとともに、必要により危険回避のための対策を講じ、災害発生の未然防止に万全を尽くしてまいる考えであります。

次に、(4)、町民の方から除染日程の問い合わせが多いが、広報の徹底等これらの要望にどう応えるかについてのご質問でございますが、仮置場の設置が遅れたため、除染事業の具体的な日程が調整できないでございましたが、ようやく仮置場の設置が進み、除染工程についてより確実な周知ができるよう、行政区長に対し工程計画を示しながら、具体的な日程を説明することといたしました。また、除染を実施する場合は、1週間前までには除染を開始する旨、ご連絡を差し上げることも徹底してまいる考えであります。

次に、(5)、24年度実施地区と25年度実施地区の除染の違いを住民に説明はしているのかについてのご質問でございますが、来月から平成24年度工区における隣接森林と農業用排水路について除染対象となる地区の方々へ説明会を開催いたしますが、その際には十分納得いただけるよう、丁寧に説明いたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 質問に対して回答をいただいておりますが、生息頭数、これらは飛躍的といいますか、今までの状況と違いまして、何か急激に捕獲頭数なり多くなってきました。そうなりますと、急速に何で増えているのかというふうな原因もある程度知りませんといかんのですね。対策もままならないというような状況になるんじゃないかと思うわけですが、これら増えている要因は、どんな要因で増えていると思いますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。町としては、詳細な動態調査というものをやっておりますが、答弁の内容にもございましたとおり、耕作放棄地、そういったもののある程度増加もございます。あとは、もう一つは、近隣市町村がやはり定住がなさっていない地域が多いという、そういうものに伴います、やはり生息範囲が広がっているという、要するに範囲が広がっている、そういったものが大きな原因ではないかと、今のところは考えております。当然、耕作放棄地が増えることに悪循環という、先ほど言いましたとおり、ますますイノシシ等の個体数が増える要因を増やしていることも、当然のことながら原因となっておりますので、そういうものの、あくまでも推測の域でございますが、急激な増加に伴います理由としては、そういったものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、環境悪化によつての増大だ、あるいは放射能拡散によつての近隣市町村から川俣のほうに来るといふうな、その情勢はまさにそのとおりかと思うわけですが、イノシシそのものの生理生態的な習性が、根本的に変わっている要因があるわけでございまして、そのことは従来までは、イノシシ元来の、在来イノシシでありますならば、一産に3頭から4頭ぐらいしかできなかったわけですが、このごろの増えている最大の要因は、一産で7頭、多いものは8頭出産しているといふうな状況下を仄聞しているわけですし、そういったことは何に起因しているのかということまでも、やっぱり具体的な調査の中で問い詰めていきませんと、これも防除の効果が的確にあらわれないんじゃないかというような気がするわけで、そういったこともひとつ、ぜひ今後の対策の中で配慮しながらやっていただきたいといふうに考えてございます。

それと、先ほど回答いただきました24年度までの捕獲頭数については説明があったわけですが、もう既に26年度も4月から現在まで、相当数捕獲されているはずでございまして、これらの数字等につきましては、前年度と比べてどういふうに増えているのか、お伺いをいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。26年におきましては、6月4日現在で81頭数を捕獲してございます。昨年度の5月末時点で27頭ですので、確かに捕獲頭数は昨年度と比べまして3倍に増えている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

（午前11時02分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午前11時16分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君の質問を続けます。新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、ヒントをいただいたわけですが、既に今年度に入りまして81頭といふうな、前年に例のないほどの頭数が捕獲されているわけですが、これらの分布も、それだけ頭数が多くなっていることに類しているわけでございまして、これも地域別に見ますと、どのような頭数になっているのかを、まず伺っておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。捕獲の今回の分布でございしますが、答弁の方でも述べましたとおり、若干、小綱木方面は多くなっておりますが、基本的に捕獲されているところは小神、鶴沢、東福沢、大綱木、こちらに集中しておりますので、やはり国道を挟みまして西側の地域に関して非常に分布が広がってきているような、捕獲が多いという、そちらのほうに、こちらで柵を施した結果といたし

まして、イノシシのほうの移動がそちらのほうにしているのかなというような気はいたします。分布状況はそのような状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、答弁にありましたように、西側の方が非常に捕獲頭数が多いというような報告でございますが、実施隊の人から言えば、非常に山木屋側が多いというふうなことを伺っているわけでして、そうなりますと、まず第一報は、被害が発生いたしますと、第一報が産業課のほうに連絡があると。それで、産業課はそれぞれ実施隊のほうに連絡をし、下見をしてから本格的な駆除に入る、わなにするか、狩猟にするかということ等については判断しながら下見をするわけでございまして、非常に山木屋が多いんですね。こちらからの実施隊等につきましては、後でそれらに対します対策等々につきましても、お願いするべきところをお願いしてまいりたいというふうに考えてございますけれども、若干、当局で捉えていることと、実施隊の皆さん方が現実に行動する内容が若干違っている面もあろうかと思うわけでございますので、その辺は、後で修正をしていただきたいというふうに考えます。それらにあわせまして、今度、実施隊というふうに名称が変わったわけでございますけれども、この実施隊の皆さん方に対します手当、あるいは奨励策というものを、現在のところどんなことを考えているのか。できれば実施隊、狩猟免許は数多くの方々を持っていると思うんですが、いざこれらの駆除の実施に当たりましては、特定の方だけしかやってないというような現況であろうと思うわけでございますので、実施隊の隊員数は何名ほど、この方々に対します3点セット、チョッキと腕章ですね、帽子ぐらいは、これほどの頭数を捕獲していただいているわけでございまして、この頭数分は被害が軽減されておると言っても言い過ぎではないかと思うわけでございますので、その3点セットぐらいは、ぜひ行政のほうで面倒を見ていただきたいというふうな要請もございまして、できるのか、できないのか、そういったことはこれから計画していただくのは結構でございますので、それらの明快なる、ひとつ回答をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。隊員は現在33名でございます。それから、そういった必要なものでございますが、確認はさせていただきますけれども、貸与は一部していると思いますので、あと必要なものがあれば、当然、先ほど答弁にありますように、体制の中の必要なものの中では整備をしてまいりたいということで考えておりますので、そういったものに関しましても実施隊と相談しながら決めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それはぜひ実施隊の皆様方とよく協議の上、交流できること等につきましましては、ぜひ交流していただくことをお約束をしていただいたわけでございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それと、現在、奨励策として1頭1万8,000円ほど支給されておるわけですが、先ほど申し上げましたように、これら実施隊の皆様方、広範に行動されるわけございまして、これらの遠くなれば遠くなるほど、暇手間をかけてやっていただいておりますので、そういったことに対します手当の一部を考慮できないかというような、これまた要望になるわけですが、それらの考え等についても、ひとつご配慮をいただきたい。できるかできないか、考えるのかどうかだけをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。そういった交通費手当というところでございますけれども、基本的には実施隊と町とで委託契約を結ばせていただきまして、その委託料の中には、ほぼ3地区にわたりまして、わなの管理をお願いしているところでございます。当然、そういうときに見回りという形での、わなの見回り、そういったものに対しての交通費とか何かは、現在その委託の中に含まれております。ですから、そういうものを総合的に含めまして、きちっと検討はしてまいっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） せっかくですね、今度はわなの問題に入らせていただくわけですが、わなも現在、設置箇所、あるいは実施隊の皆様方もせっかく下見に行っても、何もしないで帰ってくれば、今度被害に遭った地域からは、せっかく来ても何もしていかなかったわというふうな、これまたそういった苦情も、これも産業課のほうでは掌握しているかと思うわけですが、これら柵の新たな増設が、新たに柵をつくって、増やす考えをぜひしていただきませんか、実施隊の皆様方も、行動している実績が評価されないというふうな不安材料も抱えておるわけですが、そういったことも予算化して、増設をいただきたいというふうに思うわけですが、それら増設等についてはどんなものでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。今年度の予算で、わなに関しましては可動式タイプでなるべく、予算は10基増やすように、予算のほうでは計上しておりますので、それを活用しながら、実施隊と協力をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そのようにぜひお願いしたいと思います。それと、今年度から新たな忌避対策として、今までは電気防護柵であったわけですが、今後はフェンス型のあれがはやり出しているというふうなことでございまして、それらも今年度、新たに予算は計上されておるわけですが、希望箇所があるのかどうか。あるいは、どれだけの規模でやるのか。今までは個人の防護対策から、今度は集落、集団的な防

護対策等につきましては、これらフェンス型の防除、フェンスで防除するあれが集落的にやるというふうな地区も多くありまして、そういったイノシシ専用の防護柵も販売もされておりますし、設置の方法等も技術化されておるわけでございますが、川俣町としては、今年度の取り扱いは、聞くところによりますと1カ所は既にある、あるいは2カ所目もあるんだけども、当局のほうで返答がないんで、今のところ保留になっているというような箇所もあるようでございますけれども、それらに対します対策等も、ぜひやっていただくような答弁をいただきたいわけですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。先ほどご質問がありました、計画としてありますのは、川俣町に1地区ございまして、今回、さらに、まだ延長までは明確にはなっておりませんが、1地区、羽田地区のほうで検討されているのが、今年度、当初予算に計上しておりましたものでございまして、これは先ほど、答弁の中で述べましたとおり、鳥獣被害防止総合支援事業に基づきます受益戸数が3戸以上、あとは材料等か何かでしたらば、上限はございますが補助するといった、そういったメニューでございます。こういったメニューを利用しまして、積極的に進めてまいりたいと思います。それで、協議がありましたのは小島地区において、同じような形で上がってきております。ですから、これからは、これは皆さんのご協力をいただきながら、こういう地区で大きい形、広い形での防止対策を進めていただければ、効果は上がっていくと思いますので、こういうものは積極的に町としても進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） ぜひそのような計画のもとで、被害を最小限に食い止める努力を、産業課ではしていただきたいというふうにお願いをすると同時に、今度は、法改正によりまして、回答がありましたように、今までと違った、ひとつ、保護法から今度は管理もつけ加わったということでございまして、今までより以上に、地域では綿密な計画を立て、そして実施隊に委託するのか、あるいは町としては、これら今度は集団で組織的に捕獲する業者の認定も許されることになっているわけでございまして、従来のままですと、これら狩猟に関しましては、日没から日の出までは絶対できなかったわけですが、これらの認定業者になりますと、夜間でも狩猟が、鉄砲を発射することができるというふうな法改正にもなったわけでございますので、そういったことも考慮の上、いち早く認定業者の指定等も、町自体でやっていただきたいというふうに考えますので、よろしくご検討をいただきたいというふうに考えてございます。

時間も押し迫ってまいりましたので、除染のほうに入らせていただくわけでございますが、先ほど仮置場も従来の仮置場から、今年度新たに総数で20カ所ほど仮置場が設置されるというような運びになっているわけでございますが、今までの実施完了した仮置場において、先ほど回答がありましたように、可燃物、あるいは不燃物の立方メートルの容積は表現されておるわけでございますけれども、昨日の質問された議

員の方には、トン数が全然、容量はわかっててもトン数が全然わかってないというようなことでございまして、仮置場に搬入する場合は、これは不燃物と可燃物は分けて堆積しているのかというふうな点と、なぜある程度のトン数がわからないのか。監視人がいて、一々チェックしているわけでございまして、大体不燃物のトンパットの1袋あたりは何ぼ入るのか。あるいは、不燃物でありますならば、トンパットの1袋あたりは何ぼ入るのかぐらいは、チェックしても良かったのではないかとということと、もう一つは、これほどの膨大な除染をしているわけでございまして、トンパットの袋数は、しからばいくらほど使っているのか。これも後々まで大事な数字になるわけでございますので、ぜひお知らせをいただきたい。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答え申し上げます。まず、不燃物、可燃物について、分離して積み込みをしているのかということでございます。不燃物、可燃物については分けて積み込みをしております。なお、可燃物については不要なガスが発生しますので、ガス抜き管も設置しておりますから、現場に行くとガス抜き管がついているのはわかると思います。

もう一つの質問であります。重量であります。環境省が示した中間貯蔵施設への搬入計画で、重量については問わないということで、町のほうでも除染業務を発注する際、業者のほうには重量については測定は不要だということでございまして、大体の数量は、不燃物であります、大体1立方メートルで大体1.6トンから7トン、あと可燃物であると、大体0.4トン前後の重量になると思います。

あと、トンパット数については、今、議員のほうに町長のほうから答弁申したとおり、1立方当たりが一つのトンパットの数量になりますので、その1立方当たり一つのトンパットということでご理解をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そういった大体、1立方、1.6トンですね、不燃物については。それと、可燃物については400キロと、そういった基準が目安だということでございますけれども、袋数もそれで割れば、大体袋数は出るというふうな認識で、まずはいいかどうか。あわせまして、土のうでまだまだ囲うわけでございまして、その袋数だってプラスになるわけでしょうけれども、それらは実際、その工区を受け持っているJVでは、全て管理はして積んでるんでしょうから、そこまでは問題ない。これは、今度、除染が完了すると、これらの管理形態というのは皆町でやるわけでしょう、町で。そういったことについて、その認識でいいのかどうか。違ければ答弁を求めます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。フレコン数ですが、先ほど言ったように1立方入る袋なんです。それを草でも土でも、大体1立方入るので、1袋1立方というふうな認識で捉えていただければ。

あと、遮へい土の周りに遮へいをする土のうについては、それは同じ材質のを使っていますし、それは中間貯蔵施設に運び込みしませんので、それは管理上、管理はしていますが、運び込まないということでご理解をしていただきたいと思います。

あと、維持管理については、24年度工区の仮置場から、随時維持管理の業務委託を発注しているところがございますので、これは町が責任を持って中間貯蔵施設に搬入するまで管理を行っていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これらせっかく除染をし、仮置場を協力をいただいて、あれほどのフレコンバッグを積んで、壮大な重量になっているわけでございますけれども、いざこれを搬出する際、何年を目途ということは、これは返答はできないと思うんですが、できるだけ早い時期に中間貯蔵施設に持って行っていただくことが、地域の環境を良くするには、一日も早い中間貯蔵施設の設置が望ましいわけでございますけれども、それとあわせて、今度は何年も何年も、先ほど回答の中には、これら減量化の問題もちろっと町長の答弁の中では触れられておるわけでございますが、つい最近新聞紙上では近畿大学で減量化についての装置を公開をされておるわけございまして、何と1日の処理量が、フル回転でああいった減量装置が1日300キロから処理できないというふうな小型のプラントであるわけですが、これが100倍の機械にすれば100倍できるのか、1000倍の機械にすれば1000倍の処理能力があるのかどうかは、災害課のほうでは掌握しているのかどうか。ただ、1日300キロの処理量で、この膨大な汚染土を処理する、これは汚染土じゃない、処分している可燃物を指しているわけですが、そうなりますと何十年も何百年もかかってしまうわけですね、これだけの量で。そういったことが、このプラントは可能であるならば、どういったことで減量化を図っていくかというふうな腹案は、内々にそういった検討をした経過があるのかどうかだけを伺っておきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） それでは、ご質問にお答え申し上げます。可燃物の減容化については、川俣町で今、1カ所、山木屋地区の細畑地内で中央農業研究所のほうで、可燃物の減容化について実施をしております。ただ、あれもミニチュア版でありまして、1日の処理能力が500キロ前後であります。中央農研のほうに話を聞くと、それを山木屋地区の可燃物を想定した場合、どの程度の大きさにしないと減容化ができないのかというような問い合わせはしたところ、あれのやっぱり100倍、120倍ぐらいの大きさの減容施設でないと、とても山木屋の不燃物については処理できないというような返答はいただいております。今般、近畿大学で小島地区で実証したやつも、同じような型でございますので、やはり今の型の本当に100倍程度の大きさでないと、減容化についてはかなり困難ではないかなと今思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そうすると、現況の中では、もうこれら減量化については触れないというふうな認識で進むということでもいいわけですね。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答えします。今のところ、そういった大規模な減容施設については、国のほうでも想定していませんので、町のほうとすれば、早期に伊達衛生処理組合で仮設焼却炉を今建設しておりますので、そこに持ち込んで、早くやりたいということが一番、町の目的、目標でありますので、ご答弁にかえさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 仮置場ですね、これから問題化されますのは、非常に高台にのり足の多い設置場所がございます。こういったがなは、今年度冷夏だ、あるいは雨量が多いということになりますと、同じ面積に降ったとしても、従来までですと樹木があったり、落ち葉が堆積して、一遍に雨は出ないんですが、耐水シートは使ってるわ、あるいはフレコンバッグで重なってるわということで、全然それに覆いをかぶさっていくことによって、同じ雨量がその場所に降ったとしても、一時的に流れる恐れがある。そうなりますと、これらの決壊箇所が出るんじゃないか。これは万全を期して管理をするというような返答をもらっているわけですが、徹底的に見守ってまいりませんと、そういった災害にも見舞われるというような危険性箇所も、相当あるわけでございますので、今からそれらの対策には十分に配慮していただきますよう、お願いを申し上げます。

それと、先ほど日程の問題。これも5日前には、ここのあれに連絡するということでございますが、5日前までの日程は、そしたらどういうふうに想定をして、確認とすることができるのかどうかを、確認させていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。先ほど町長の答弁で、5日前じゃなくて1週間前というような表現をしたと思うんですが、1週間前までに除染を開始する旨のご連絡を申し上げるということで答弁をしたところなんです。その前段で、では1週間以前ですね、どのような周知の仕方をするんだということの質問でございますが、除染工程については、より確実に周知ができるよう、行政区長に対し工程計画を示しながら、具体的な日程を今後詰めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、答弁とします。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これからまだ進行されていない地区等につきましては、俺の家いつなんだ、いつなんだということが、相当期待して待っているわけなんで、そういったことについて遜色のないように、ひとつ、災害対策が窓口なのか、それらについては、受託したほうのJVが、それらの日程の調整をし、そこに問い合わせるほうがい

いのかどうかだけは、確認をさせていただきたいわけですが。J Vの事務所に伺いますと、担当者がいなかったり、あるいは早くやっちから、もっと人夫を10人なり20人確保して持ってきてくれ、世話をくれたら早くやるからというような返答までいただいているというような、現実的にですね。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間5分です。

○9番（新関善三君） 人員がなくて苦労しているというような状況になってるわけですので、その辺も災害対策のほうでは調整をとっていただきたい。

それと、時間がございませんので、一方的にこちらのあれだけはお願ひするわけですが、仮置場には、ご存じのようにモニタリングポストがございます。昨日も6番議員のほうから、モニタリングポスト、仮置場にあるやつと、我々が借りております文部科学省の線量計を比較しますと、相当な誤差が随所にあらわれているわけですのでございまして、それらの調整をぜひ、1年に1回くらいは調整をしていただいて、よりよい住民の皆様方の安心安全が担保できるような説明のできるような、一つの配慮をいただいてまいりたいというふうに考えてございますので、1回ぐらひは集めてぜひ調整をしていただきたい。必ず近隣の空間線量は、仮置場よりは高いわけなんです。何で仮置場がそういった空間線量が低いかということになりますと、モニタリングポストの信頼性がないのか、我々が借りてる線量計が、ちょっと性能不良なのか、そういったことも判断してまいりませんと、なかなかスムーズにいかないというようなことも、説明の中であるわけでございますので、ひとつよろしくお取り計らいをし、計画的に実施をしていただきたい。

それと、昨年度と今年度の除染のやる箇所の徹底というようなことで、再除染の場合、近隣から20メートル範囲で除染をする、それと、水路もやるというようなことでございまして、これも個人的にこの傾斜地、裏の山の除染の仕方等については、個人ごとに考え方が違うようでございまして、昨年度も多少の土手はやろうとした業者も、ご存じのように削ると土手が崩れるので、うちではやることないというふうな拒否をされている家庭もあるわけでございますので、今年度もそういったことと同じ現象が出ると思うんですが、それはそれで拒否された場合はやらないのか、あるいは基準になって、事業料もそれで算出されているので、何でもかんでもやりますということであるのかどうかだけは、ひとつお聞かせをしていただきたい。これを最後の質問にさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。24年度発注分の工区については、裏山とか隣接山林がきちっと20メートルラインができなかったというのは理由がありまして、やはり議員ご指摘のとおり、裏山が急傾斜で、ちょっと草等の刈り払いをすると土手が崩れやすくなるというところがございました。町のほうでは、ぜひ20メートルをやりたかったんですが、実際、土砂流出が起きちゃうと二次災害になりますので、その点、二次災害を防止するための板柵工とか、あと積み土のうとか、あと植生ネットとかというのはどうなんだということで、国県のほうに問

い合わせをしました。やっと２５年２月に国県のほうから回答をいただきまして、やっとこの土砂流出防止柵ができるようになって、２５年の工区からは、きちっと２０メートルをやろうというふうになっております。ですから、２４年度工区についても、今後、これから発注しますので、そういう土砂流出防止柵もやりながら進めていきたいというふうな考えをしておりますので、以上、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 新関善三君。

○９番（新関善三君） そういったことでありますと、２４年度の除染完了地域についても、はっきりそういったことを明言できるというふうなことのお墨つきをいただきましたので、地域の方々も安心して除染に参画するものというふうな理解のもとに、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。



◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これより各常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。なお、各常任委員会の運営につきましては、各常任委員長さんをお願いいたします。

今定例会の最終日、明日１１日、水曜日は、午前１０時から議会運営委員会、午前１１時から全員協議会を開催し、午後１時から本会議を開催する予定であります。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時５０分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 斎 藤 博 美

同 署名議員 菅 野 意 美 子